

記 載 例

別記様式第9号（第17条関係）

	※受理年月日		※受理番号	
責 任 者 選 任 届 出 書				
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に規定する責任者として下記の者を選任したので暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第17条第1項の規定により届出をします。				
① 令和 3年 4月 1日				
② 群馬県公安委員会 殿				
③ 届出者の氏名又は名称				
株式会社赤城銀行赤城支店 支店長 赤城 太郎				
記				
④ 届 出 者	事業所の所在地	〒371-0027 群馬県前橋市大手町1-1-1		
	業 種	金融業		
	氏名又は名称	株式会社赤城銀行 赤城支店		
⑤ 責 任 者	(ふりがな)	はるな じろう		
	氏 名	榛 名 次 郎		
	生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日		
	役 職 名	総務課長		
者	連 絡 先	電 話 027(243)0110(内線〇〇〇)		
	選 任 年 月 日	令和 3年 4月 1日(初) <small>(注)届出者が初めて責任者を届出した場合のみ、(初)と記載する</small>		
備考 ※印欄には記載しないこと。				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

記 載 要 領

責任者選任届出書の記載は、この記載要領及び記載例を参考として行ってください。
なお、以下の番号(①、②…)は、記載例中の番号(①、②…)と対応しています。

- ① 届出年月日
責任者選任届出書を提出する日付を記載してください。
なお、記載する際は、西暦ではなく、元号（令和）を付して記載してください。
- ② 公安委員会
責任者の置かれる事業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会名を記載してください。
- ③ 届出者の氏名又は名称
個人事業者の方は事業者の氏名を、法人その他の団体（以下「法人等」といいます。）の場合は法人等の名称を、それぞれ記載してください。
なお、法人等の名称は、支社（店）、営業所等の名称を含めて、正式名称を記載してください。
- ④ 届出者
 - (1) 事業所の所在地
事業所の所在地の郵便番号、地番の順で記載してください。
また、記載する際は、地番、建物の名称、部屋番号等まで正確に記載してください。
なお、都道府県名は省略しても構いません。
 - (2) 業種
届出者が行っている事業について、別添「業種一覧表」を参照の上、小分類又は中分類に掲げられている業種名から最も適当なものを選んで記載してください。
ただし、「その他の・・・」に該当する業種は、「業種一覧表」の中の語を用いる必要はありません。
 - (3) 氏名又は名称
個人事業者の方は事業者の氏名を、法人等の場合は法人等の名称を、それぞれ記載してください。（3で記載したものと同じものを記載することになります。）
- ⑤ 責任者
 - (1) 氏名
選任された責任者の氏名とふりがなを記載してください。
 - (2) 生年月日
選任された責任者の生年月日を記載してください。
なお、記載する際は、西暦ではなく、元号（昭和、平成等）を付して記載してください。
 - (3) 役職名
選任された責任者の役職名を記載してください。
なお、部課係のある場合は、「〇〇部長」、「〇〇部××課長」、「〇〇部××課△△係長」のように、部課係まで明らかになるように記載してください。
また、部課係のない場合でも「ママ」、「マスター」、「バーテン」のような俗称は避け、「店長」、「店員」、「従業員」のように記載してください。
 - (4) 連絡先
選任された責任者の勤務時間中の連絡先（携帯電話番号も可）を記載してください。
なお、内線がある場合は、内線番号も忘れずに記載してください。
 - (5) 選任年月日
責任者が選任された日付を記載してください。
選任された責任者が届出者において初めて選任された者である場合は、日付の後に「(初)」と記載してください。

別添 業種一覧表

大 分 類	中 分 類	小 分 類
農 業、林 業、漁 業	・農 業 ・林 業 ・漁 業	
鉱 業、製 造 業	・鉱 業 ・製 造 業	
建 設 業、不 動 産 業	・建 設 業 ・不 動 産 業	
電 気・ガ ス・熱 供 給・ 水 道 業、通 信・運 輸 業	・電 気 供 給 業 ・ガ ス 供 給 業 ・熱 供 給 業 ・水 道 業 ・通 信 業 ・運 輸 業	電信・電話
卸 売・小 売 業	・卸 売 業 ・小 売 業	
飲 食 店 業	・一 般 飲 食 店 (風営法第3条及び第31条の22に基づく許可を受けている者を除く。) ・料 飲 関 係 風 俗 営 業 (風営法第2条第4項に規定するもの) ・特 定 遊 興 飲 食 店 営 業 (風営法第2条第11項に規定するもの)	社交飲食店、料理店、低照度飲食店、区画席飲食店等 ナイトクラブ等
金 融・保 險 業	・銀 行、信 託 業 ・その他の金融業・金融附帯業 ・投資業 ・証 券 業・商 品 取 引 業 ・保 險 業・保 險 媒 介 代 理 業・保 險 サービス業	農林水産金融業、中小企業・庶民・住宅等特定目的金融業、補助的金融業、金融附帯業、投資業
サービ 業 (娯 楽 業 を 除 く。)	・物 品 貸 与 業 (リ ー ス 業) ・旅 館、ホ テ ル 其 他 宿 泊 所 (ラブホテル等営業を除く。) ・ラ ブ ホ テ ル 等 営 業 (風営法第2条第6項第4号に規定するもの) ・洗 濯 業 ・理 容・美 容 業 ・浴 場 業 (個室付き浴場業を除く。) ・性 風 俗 関 連 特 殊 営 業 (風営法第2条第5項に規定するもの(ラブホテル等営業、ストリップ劇場を除く。)) ・接 客 業 務 受 託 営 業 ・医 療 業、保 健 衛 生 業 ・廃 棄 物 処 理 業	個室付き浴場 (ソープランド)、店舗型ファッションヘルス、アダルトショップ、派遣型ファッションヘルス、アダルト物品通信販売業、アダルト映像送信営業、テレホンクラブ等 コンパニオン派遣業等

	<ul style="list-style-type: none"> ・その他のサービス業 	家事サービス業、放送業、駐車場業、自動車整備業、その他の修理業、協同組合、情報サービス・調査・広告業、その他の事業サービス業、専門サービス業、宗教・教育・社会保険・社会福祉・学術研究機関、政治・経済・文化団体、その他のサービス業
娯 楽 業	<ul style="list-style-type: none"> ・映画業、劇場、興行場、興行団（ストリップ劇場等営業を除く。） ・ストリップ劇場等営業（風営法第2条第6項第3号に規定するもの） ・競輪・競馬等の競技団 ・体育館、ゴルフ場、ボーリング場、テニス場、公園、遊園地 ・マージャンクラブ ・ぱちんこホール ・ゲームセンター ・その他の遊戯場（ダンスホール等） ・その他の娯楽業（芸ぎ業等） 	
公 務	<ul style="list-style-type: none"> ・国 家 機 関 ・都 道 府 県 機 関 ・市 町 村 機 関 	
そ の 他 の 産 業		